



# 島根県報

令和7年8月19日（火）

第 6 4 4 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

島根県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（都 市 計 画 課） 2

### 【告 示】

公有水面埋立ての竣功認可（水 産 課） 6

### 【公 告】

採石業務管理者試験の実施（河 川 課） 7

### 【特定調達公告】

警察本部庁舎ほかLED照明器具調達に係る一般競争入札の実施（警 察 本 部） 7

令和7年度交通流監視カメラ装置回線利用契約に係る一般競争入札の落札者等（ ” ） 11

## 公布された条例等のあらまし

### ◇島根県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（規則第71号）

#### 1 規則の概要

- (1) 広告物の点検義務に係る規定の整備（第5条の3関係）
- (2) 法人が屋外広告業の登録を申請する場合において、当該法人の役員の住民票の抄本又はこれに代わる書面の添付を要しないこととした。（第9条関係）
- (3) 講習会の講習科目及びその一部の受講を免除することができる者を定めることとした。（第12条の2関係）
- (4) その他様式の整理

#### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

## 規 則

島根県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年8月19日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県規則第71号

島根県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

島根県屋外広告物条例施行規則（昭和49年島根県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第5条の3第3項第2号中「表示」を「塗装」に改める。

第9条第3項第1号中「並びに」を「及び」に改め、「住民票の抄本又はこれに代わる書面及び」を削る。

第12条の次に次の1条を加える。

（講習科目）

**第12条の2** 講習会の講習科目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 屋外広告物に関する法令に係る事項
- (2) 屋外広告物の表示の方法に関する事項
- (3) 屋外広告物の施工に関する事項

2 知事は、第5条の3第4項第2号から第4号まで又は次の各号のいずれかに該当する者が当該各号に掲げる者であることを証する書類を提出したときは、前項第3号の講習科目の受講を免除することができる。

- (1) 建築士法第2条の木造建築士
- (2) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく帆布製品製造に係る職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者

様式第10号中

「

|                                                                                                 |                                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| フリ<br>氏<br><br>ガナ<br>名<br><br><del>及び生年月日</del><br>（法人にあっては商号又は名称、代表者の氏名<br><del>及び生年月日</del> ） | 生年月日 年 月 日<br>法人・個人の別    1    法人    2    個人 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|

|                                |                                              |
|--------------------------------|----------------------------------------------|
| 住 所<br>〔法人にあっては主たる<br>事務所の所在地〕 | 郵便番号 (      -      )<br>電話番号 (      )      - |
| 主たる業務の内容                       |                                              |

下記の枠内は記入しないでください。

|     |     |  |  |  |  |     |
|-----|-----|--|--|--|--|-----|
| 受付欄 | 決裁欄 |  |  |  |  | 手数料 |
|     |     |  |  |  |  |     |
|     |     |  |  |  |  |     |

」

を

「

|                                                        |                                              |
|--------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| フリ<br>氏<br>ガナ<br>名<br>〔法人にあっては、商号<br>又は名称及び代表者の<br>氏名〕 | 法人・個人の別      1      法人      2      個人        |
| 住 所<br>〔法人にあっては、主た<br>る事務所の所在地〕                        | 郵便番号 (      -      )<br>電話番号 (      )      - |

」

に、

「

|                                         |                                                                  |                                                                    |
|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 4 未成年者である場合の<br>法定代理人の氏名、商号<br>又は名称及び住所 | フリガナ<br>氏名及び<br>生年月日<br>〔法人にあっては<br>商号又は名称、<br>代表者の氏名及<br>び生年月日〕 | 生年月日      年      月      日<br>法人・個人の別      1      法人      2      個人 |
|                                         | 住所<br>〔法人にあっては<br>主たる事務所の<br>所在地〕                                | 郵便番号 (      -      )<br>電話番号 (      )      -                       |

」

を

「

|                                         |                                                        |                                                |
|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 4 未成年者である場合の<br>法定代理人の氏名、商号<br>又は名称及び住所 | フリガナ<br>氏名<br><br>〔法人にあって<br>は、商号又は名<br>称及び代表者の<br>氏名〕 | 法人・個人の別      1    法人      2    個人              |
|                                         | 住所<br><br>〔法人にあって<br>は、主たる事務<br>所の所在地〕                 | 郵便番号（      －      ）<br><br>電話番号（      ）      － |

」

に、

「

|                       |  |             |  |  |
|-----------------------|--|-------------|--|--|
|                       |  | 登 録<br>特例届出 |  |  |
| 7 所属する屋外広告業の<br>事業者団体 |  |             |  |  |

」

を

「

|  |  |             |  |  |
|--|--|-------------|--|--|
|  |  | 登 録<br>特例届出 |  |  |
|--|--|-------------|--|--|

」

に改める。

様式第12号の2を次のように改める。

様式第12号の2（第10条関係）

年 月 日

島根県知事 様

住所

氏名

（ 法人にあっては、主たる事務所の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名 ）

担当者名（ ）

電話番号（ ）

屋 外 広 告 業 登 録 事 項 変 更 届 出 書

島根県屋外広告物条例第18条の5第1項の規定により、次のとおり届出をします。

|                                                                                                                                                       |               |     |       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|-----|-------|
| 登録番号                                                                                                                                                  | 島根県屋外広告業登録第 号 |     |       |
| 登録年月日                                                                                                                                                 | 年 月 日         |     |       |
| 変更に係る事項                                                                                                                                               | 変更前           | 変更後 | 変更年月日 |
| 1 商号又は名称、氏名及び住所<br>（ 法人にあっては、商号又は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 ）<br>2 営業所の名称及び所在地<br>3 役員の氏名<br>4 法定代理人の氏名及び住所<br>（ 法人にあっては、商号又は名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び役員の氏名 ） |               |     |       |
| 5 業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称                                                                                                                                |               |     |       |
| 変更理由                                                                                                                                                  |               |     |       |

- 備考 1 「変更に係る事項」については、該当するものに丸印を付すこと。  
2 各欄において、全てを記入できない場合には、適宜、用紙を追加して記入すること。  
3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の島根県屋外広告物条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告示

## 島根県告示第475号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを竣功認可したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年8月19日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 竣功認可の年月日

令和7年8月6日

- 2 竣功認可を受けた者

松江市殿町1番地

島根県 代表者 島根県知事 丸山達也

- 3 埋立区域の位置、区域及び面積

## (1) 位置

島根県出雲市大社町杵築北字笹子3544番の地先公有水面

## (2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と④の地点を結ぶ令和4年秋分の満潮位（C. D. L. +0.52メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基準点 島根県出雲市大社町杵築北字権兵衛谷3092番地 国土地理院三等三角点「猿源氏」（北緯35度24分33秒04、東経132度40分22秒85）

①の地点 基準点から215度19分47秒、899.19メートルの地点

②の地点 ①の地点から234度08分54秒、3.21メートルの地点

③の地点 ②の地点から324度11分02秒、61.32メートルの地点

④の地点 ③の地点から54度06分02秒、3.16メートルの地点

## (3) 面積

195.31平方メートル

- 4 埋立地の用途

漁港施設用地

- 5 免許の年月日及び番号

令和5年12月27日 指令水第903号

- 6 縦覧場所

島根県農林水産部水産課、東部農林水産振興センター及び出雲市役所

公告

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定により採石業務管理者試験を次のとおり実施するので、採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）第8条の7の規定により公告する。

令和 7 年 8 月 19 日

島根県知事 丸 山 達 也

1 試験の日時

令和 7 年 10 月 10 日（金）午前 10 時から正午まで（受付は午前 9 時 30 分から行い、遅刻は試験開始後 30 分まで受験を認める。）

2 試験会場

大田市大田町大田イ 236－4

島根県立男女共同参画センター「あすてらす」 3 階研修室

3 試験の方法及び科目

次に掲げる科目を筆記試験により行う。

- (1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
- (2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

4 受験手続

(1) 受験案内の入手方法

島根県土木部河川課、隠岐支庁県土整備局、隠岐支庁県土整備局島前事業部、各県土整備事務所、県土整備事務所各（土木）事業所、一般社団法人島根県採石協会及び一般社団法人島根県東部地区採石業協会において配布するほか、県河川課のホームページ（<http://www.pref.shimane.lg.jp/kasen/>）に掲載する。

(2) 受験申込方法

しまね電子申請サービス（<https://ttzk.graffer.jp/pref-shimane/smart-apply/apply-procedure-alias/saisek-i-shiken>）において、必要な事項を入力するとともに、申請前 6 月以内に撮影した正面無帽上半身像の電磁的記録を添付して申し込むこと。

(3) 受付期間

令和 7 年 9 月 1 日（月）午前 8 時 30 分から同月 25 日（木）午後 5 時 15 分まで

5 受験手数料

8,100 円を受験案内で指定する方法により納付すること。

6 受験票の交付

受験申込を受理したときは、受験番号を記載した仮受験票を電子メールにより交付するので、試験当日に受付で仮受験票を印刷したもの又はスマートフォン等の電子機器の画面に表示した仮受験票を提示した者に対し、受験票を交付する。

7 結果発表

試験結果は、令和 7 年 10 月 31 日（金）に郵送にて本人に通知するほか、合格者の受験番号を県河川課のホームページに掲載する。

8 その他

詳細については、島根県土木部河川課管理係（電話 0852－22－6783）に照会すること。

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 6 条の規定により公告する。

令和 7 年 8 月 19 日

島根県警察本部長 丸 山 直 紀

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

警察本部庁舎ほかLED照明器具調達 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 設置期限

令和 8 年 6 月 30 日（火）

(4) 賃貸借期間

令和 8 年 7 月 1 日から令和18年 6 月 30 日まで

(5) 設置場所

「警察本部庁舎ほかLED照明器具調達仕様書」による。

2 入札方法

- (1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 法人格を有するものであること。

- (2) 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。

- (3) 地方自治法施行令第167条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

- (5) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第 4 号）第 4 条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14借入品」小分類「(6)電気通信機器」又は「(9)その他」に登録されている者であること。

- (6) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

- (7) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

- (8) 過去10年間に国又は地方公共団体と、一契約額を3,600万円以上とする契約で、3年以上の賃貸借契約を締結し誠実に履行した実績がある者又は公告の日において継続中のもので、同じく3年以上を経過している賃貸借契約の実績がある者であること。

- (9) この入札に係る入札説明書の交付を受け、指定期日までに別に定める申請書類を提出した者であって、入札参加資

格を有すると島根県警察本部長が認めた者であること。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課

電話 0852-26-0110（内線 2236） F A X 0852-28-7111

5 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和7年9月12日（金）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は次により交付する。

ア 交付期間

本公告の日から令和7年9月12日（金）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

4の場所

(2) 入札説明会

実施しない。

6 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、令和7年9月12日（金）正午までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

令和7年9月25日（木）午前9時から同月26日（金）午後4時まで（同月25日午後5時から同月26日午前9時までを除く。）

(2) 書面による入札の日時、場所等

ア 日時

令和7年9月26日（金）午後4時まで

イ 場所

4の場所

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和7年9月26日（金）午後4時までに到着していること。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年9月29日（月）午前10時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階 大会議室

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条第1項の規定により、入札参加者が入札書に記載する金額に消費税及び地方消費税相当分を加算した金額を賃貸借期間の月数で除し、12を乗じて得た額の合計金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (3) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により、契約金額を賃貸借期間の月数で除し、12を乗じて得た額の合計金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

## (5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

## (6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

## (7) 契約書作成の要否

要する。

## (8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。  
なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

## (9) 契約における特約事項

本契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降に対する当該金額の歳出予算について、島根県議会により予算の減額又は削除があった場合は、契約を解除することができる。

## (10) 再度入札

再度入札は、1回を限度とする。

## (11) その他

詳細は、入札説明書による。

## 9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased: Procurement of LED lighting fixtures for Police Headquarters Building and other facilities
- (2) Period for tender by electronic bidding: From 9:00 a.m. September 25, 2025 to 4:00 p.m. September 26, 2025
- (3) Time limit for tender by bringing: 4:00 p.m. September 26, 2025  
(Bids by post must be received by 4:00 p.m. on September 26, 2025)
- (4) Date and time of bid opening: 10:00 a.m. September 29, 2025
- (5) Contact point for the notice: Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters, 8-1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8510 Japan  
TEL: 0852-26-0110 (ext. 2236)

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 12 条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成 7 年島根県規則第 83 号）第 9 条の規定により公告する。

令和 7 年 8 月 19 日

島根県警察本部長 丸 山 直 紀

1 入札の件名

令和 7 年度交通流監視カメラ装置回線利用契約 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町 8 番地 1

3 落札者を決定した日

令和 7 年 7 月 24 日

4 落札者の氏名及び住所

N T T 西日本株式会社 島根支店 支店長 福島 悦子 島根県松江市東朝日町 102 番地

5 落札金額

35,970,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和 7 年 6 月 10 日